

改正派遣法に基づくマージン率の公開

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率といいます）を公開することが義務付けられました。（法第 23 条第 5 項）

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

マージン率 = $(\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}) \div \text{派遣料金の平均額}$
(当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)

派遣労働者数	: 12 人
派遣先の数	: 14 件
派遣料金の平均額:	: 34,048 円
賃金の平均額	: 23,112 円
マージン率	: 32.1%
待遇決定方式	: 労使協定方式
労使協定の対象となる	: 派遣先で情報処理技術者として従事する社員
派遣労働者の範囲	
労使協定の有効期間	: 毎年 4 月 1 日～ 3 月 3 1 日
教育訓練の内容	: 新入社員研修、IT 技術研修、リーダー研修、階層別研修
福利厚生	: 社会保険、年次有給休暇、夏季・年末年始休暇、慶弔休暇、 I T 資格取得支援制度、退職金制度

令和 6 年 9 月 30 日
株式会社日本ブレーン